| | | | |
|---|---|---|---|
| アルカリ分 一五・〇<br>三　く溶性りん酸又はアルカリ分のほか水溶性りん酸、可溶性けい酸、く溶性苦土、水溶性苦土、可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一又は二に掲げるもののほか<br>水溶性りん酸については　一・〇<br>可溶性けい酸については　一〇・〇<br>く溶性苦土については　一・〇<br>水溶性苦土については　一・〇<br>可溶性マンガンについては　〇・一〇<br>く溶性マンガンについては　〇・一〇<br>水溶性マンガンについては　〇・一〇<br>く溶性ほう素については　〇・〇五<br>水溶性ほう素については　〇・〇五 | クロム　〇・〇五<br>チタン　〇・〇二 | 三　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する混合りん酸肥料であること。 |

二の⑵の表被覆りん酸肥料の項肥料の種類の欄中「(りん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)」を削り、同項その他の制限事項の欄を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一　りん酸の初期溶出率は五〇％以下であること。<br>二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>三　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する被覆りん酸肥料以外のものであること。 | 一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する加工りん酸肥料以外のものであること。 |

二の⑵の表加工りん酸肥料の項肥料の種類の欄中「(りん酸質肥料、熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。)」を削り、同項その他の制限事項の欄を次のように改める。

二の⑵の表混合りん酸肥料の項肥料の種類の欄中「(りん酸質肥料に、りん酸質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。)」を削り、同項その他の制限事項の欄を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一　可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。<br>二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>三　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する混合りん酸肥料以外のものであること。 | 一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。<br>三　規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料であること。 |

四の⑴の表副産植物質肥料の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 混合有機質肥料（次に掲げる肥料をいう。）<br>一　有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかすの若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの<br>二　一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの | 窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計　六・〇<br>窒素全量　一・〇<br>りん酸全量については　一・〇<br>加里全量については　一・〇 | 窒素全量の含有率一・〇％につき<br>ひ素　〇・〇一<br>カドミウム　〇・〇〇〇〇八 |

四の⑵の表混合有機質肥料の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 混合有機質肥料 | 窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計　六・〇<br>窒素全量　一・〇<br>りん酸全量については　一・〇<br>加里全量については　一・〇 | 窒素全量の含有率一・〇％につき<br>ひ素　〇・〇一<br>カドミウム　〇・〇〇〇〇八 |
| 一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。<br>三　規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料以外のものであること。 | | |